

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成15年6月を20万円、同年7月を19万円、同年8月から同年12月までの期間を16万円、16年1月を15万円、同年2月から同年7月までの期間を16万円、同年8月から17年1月までの期間を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は平成15年6月から17年1月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月1日から17年2月19日まで

私がA社に勤めていた申立期間の標準報酬月額の記録が会社からもらっていた給与額より少なくなっているため、厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成15年6月を20万円、同年7月を19万円、同年8月から同年12月までの期間を16万円、16年1月を15万円、同年2月から同年7月までの期間を16万円、同年8月から17年1月までの期間を17万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年10月1日から14年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、28万円に訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成13年10月1日から14年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月1日から14年10月1日まで
② 平成14年10月1日から16年4月1日まで

社会保険事務所（当時）で自分の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①は、当時の給与支給額に比べて標準報酬月額の記録が低すぎることは納得がいかないので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②は、給与から保険料が控除されていたのに、厚生年金保険ではなく国民年金の記録になっていることはおかしいので、厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業所が保管する源泉徴収簿に記載されている社会保険料額から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成13年10月から14年9月までは28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった14年10月1日より後の同月7日に、13年10月にさかのぼって15万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行

う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成13年10月から14年9月までは28万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間①のうち、平成13年10月1日から14年1月1日までの期間については、事業所が保管する源泉徴収簿により、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、他に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

- 3 申立期間②については、労働者名簿の記録、同社代表取締役及び同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所は、「平成14年10月1日から16年4月1日までの期間、会社の経営状況が悪化し社会保険料を支払い続けることができなくなったので、社会保険の適用をやめる手続きをした。その件については従業員に説明し、任意継続の保険料と国民年金保険料を給与から控除することも併せて説明した。」と回答しており、複数の従業員が、「会社から健康保険は任意継続に、厚生年金保険は国民年金に変更する説明を受けたので、給与から控除されていたのは国民年金保険料だと分かっていた。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立人が平成14年10月1日から16年4月1日までの期間任意継続被保険者であったことが確認でき、事業所が保管する源泉徴収簿に記載された社会保険料額から、申立人の給与から控除されていた保険料は、申立期間当時の国民年金保険料と同額であると考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの期間及び59年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで
② 昭和59年4月から平成元年3月まで

私は、昭和59年に知人に勧められ、国民年金をやめて養老保険に加入したが、平成元年に父の会社を株式会社にして、私も取締役就任することになったとき、会計事務所から、国民年金を完納しなければ取締役になれないと言われた。そこで、父が、父、私、私の妻、弟の4名の国民年金保険料未納分約60万円を社会保険事務所（当時）の窓口でまとめて納付した。そのとき、領収証はもらえなかったのが、確かに納めたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が、平成元年2月ごろ、A社会保険事務所（当時）の窓口において申立期間に係る未納分すべての国民年金保険料を納付し、市役所の窓口では納付したことはないと主張しているが、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの期間及び59年4月から61年12月までの期間の保険料は時効により納付できず、63年4月から平成元年3月までの期間の現年度保険料については、社会保険事務所の窓口で納付することはできない。

また、申立人の父が、父、申立人、その妻、弟の4名分の保険料を一括納付したとしている平成元年2月ごろは、特例納付のできない時期であり、かつ、父の国民年金保険料は、B市に保管されている台帳から、申立期間について、毎月あるいは2か月ごとに納付していることが確認できることから、申立人の主張には齟齬がある。

さらに、B市に保管されている台帳から、平成元年4月19日に、父、申立人、弟の厚生年金保険への切替え手続及び申立人の妻の3号への種別変更が適切に行われ、その時点での国民年金保険料は未納であることが確認できる。

加えて、会社の登記簿に記載されている会社設立日は、平成元年2月1日となっているところ、申立人のオンライン記録には、2年6月7日に未納保険料の納付書が作成された記録があり、この時点で元年3月以前の期間に未納があったと推定できる。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 1 日から 58 年 5 月 1 日まで

私は、A社に昭和 57 年 3 月 1 日から 58 年 4 月 30 日の間ミキサ一車の運転手として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、当時の事業主及び社会保険事務担当者が既に死亡している上、申立期間当時の資料は廃棄されており、申立人の勤務実態や申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

また、申立人と同じミキサ一車の運転手をしていた同僚は、「当該事業所では希望した者のみを厚生年金保険に加入させていたと思う。自分の場合、厚生年金保険への加入を申し込んだ。」と証言しており、当該事業所では申立期間当時、希望者のみを厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえる上、前述のとおり、申立期間当時の社会保険事務担当者は死亡しているため証言を得ることができないものの、担当者の部下は、「社会保険事務担当者は厚生年金保険料を控除しながら届出をしなかったことは無かったと思う。」と証言している。

さらに、申立人の保険料控除についての記憶は曖昧^{あいまい}な上、当時の給与明細書、源泉徴収票等の保険料控除が確認できる関連資料は無い。

加えて、当該事業所の申立期間前後における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、このほか申立人の申立期間に係る保険料控除を

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月24日から同年6月1日まで

私は、A社（現在は、B社）C支店に昭和22年3月24日から勤務していた。オンライン記録では同年6月1日が資格取得日となっており、申立期間の加入記録が確認できない。在籍証明書も有り、申立期間に勤務していたことは確かなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「在籍証明書」では、昭和22年3月24日採用、61年6月30日退職となっており、申立人が申立期間についてA社C支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、同期入社と同僚が所持する職員手帳には、昭和22年3月24日A社C支店職員養成所入所、同年6月2日A社入社と記載されている上、申立人と同時に入社したと認められる複数の者は、同年6月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、事業主は、同年6月2日のA社入社日をもって厚生年金保険の資格取得の手続を行ったものと考えられる。

なお、申立人のオンライン記録にある資格取得日の昭和22年6月1日は、当時の関連資料及び同僚の記録から、正しくは同年6月2日であり、入力誤りとうかがわれる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る具体的な記憶も無い。

さらに、事業主は、申立人の給与からの厚生年金保険料控除について、当時の資料が残存していないことから不明としており、このほか、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 340 (事案 11 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで
前回申立てのとおり、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所(当時)から得た。昭和 46 年 12 月に A 社を事業主として設立すると同時に、厚生年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険に加入して B 市などの仕事を受注するようになった。申立期間においては、厚生年金保険へ加入していないと公共工事の受注ができなかった。工事関係資料や給与明細等は残っていないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料が無いこと、ii)社会保険事務所の記録によると、申立期間について A 社は適用事業所となっていないこと、iii)公共工事の入札において、厚生年金保険への加入が参加資格であったと主張しているが、B 市によると、現在も申立期間も厚生年金保険への加入の義務付けは無かったとしていることにより、申立人の主張には齟齬が認められることから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の審議結果に納得できず、今回、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。